

年内最終号 それぞれによいお年を

大阪市越年対策(臨時宿泊所) 受付は29・30日午前中です

「年末困窮者相談態勢 指定市に差」

お役所休みの間は「民間」にお任せ?

「役所が閉まる年末、職を失って失業給付を打ち切られるなど生活に困った人たちの支援をどうするか。朝日新聞が18政令指定市に聞いたところ、生活保護の相談・申請を受け態勢に差があった。」と、24日朝日新聞朝刊が報じています。

広島市は、29・30日、市庁舎内に窓口を開設し、生活保護相談から申請まで受け付ける他、住居を失った困窮者が当面の簡易宿泊所代などをまかなえるよう一時金の貸し付けもするそうです。

名古屋市は、29・30日、臨時相談所を設け、臨時の宿泊所などに案内するということです。

名古屋市の場合、特別な対応と言うことではなく、笹島・名古屋駅周辺の日雇労働者など越年が困難な人たちに対して、毎年実施されている対策の使い回し、ということのようです。

さて、地元の大阪市です。

『生活保護利用者が全国最多の大阪市は通常通り、各区役所窓口を閉める。釜ヶ崎(あいりん地区)の

24日付朝日新聞朝刊によれば

日雇い労働者対象の相談と臨時宿泊所はあるが、その他の困窮者が相談をできる場はないという。「28日までに窓口に来てもらうのが原則。臨時宿泊所に予算と職員を割いていることもあり、新たな対応は難しい」と臨時宿泊所を利用できない人は

25・28日中に大阪市立更生相談所に相談を

名古屋市は、越年対策を日雇労働者対策から拡張し対応するとしていますが、大阪市は拡張せず、あくまでもあいりん対策としています。

越年対策(臨時宿泊所)を利用するためには、日雇労働被保険者手帳(白手帳)・輪番登録カードなど本人確認するもの、結核検診受診カードが必要とされています。それらがなく、現在夜間宿所を利用している人やセンター周辺等で野宿している人は、原則として、臨時宿泊所を利用することができません。

世間の活動が一斉に止まる年末年始に、困窮のまま放置されることとなります。

ただ、28日までに努力すれば、野宿での年越しは避けられるようです。

夜間学校ニュースではこれまで、生活保護を活用しての年内アパート移行可能時期は、12月11日までとお伝えしてき
ました。

12月11日後については、年明け4日まで、生活保護申請
の手続きは事実上止まり、ケアセンターや臨時宿泊所での
待機となる見込み、とも、お伝えしてしました。

臨時宿泊所を利用する要件を満たさない人でも、生活保護
申請は、現地保護ですから市更相にできます。

ということは、市更相が開いている25・28日に、市更相で
生活保護の申請について相談をすると、次に役所が開くまで
の間、宿泊場所を提供してもらえるとということになります。
す。

その宿泊場所が、一時保護所であるのか、自彊館である
のか、特例による臨時宿泊所利用となるのか、確認できてい
ませんが、夜間宿所が閉まっている間の宿泊場所と二食は
確保できるようです。年明けにはそのまま、生活保護申請を
進め、新たな一歩を踏み出しましょう。

28日以後、臨時宿泊所を利用できない人については、役所
には対応策がなく、民間の「えつとう闘争」に委ねるばかり、
ということになります。野宿での越年を避けるべく、最後まで
で努力を、そして年明けには、生活保護活用を！

大阪市越年対策（臨時宿泊所）のお知らせ（利用期間 入所日から1月5日まで）

正確な情報は、大阪市立更生相談所、(財)労働福祉センター、若草保育園、大阪社会医療センターに設置されている看板で確認してください（本人確認に必要なもの・結核検診の実施予定日等）。

◎相談受付日 12月29・30日の2日間 両日とも午前8時30分から昼12時まで受付

◎整理券の配布 29・30日の両日とも午前5時から。

相談場所は、市立更生相談所ですが、整理券の配布場所は、市更相向かいの地下鉄出入口北側になります。相談に行く前に、結核検診を受け、「結核検診受診カード」を持っていることが必要です。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することができます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入りがちがあります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。